

議第54号

辺地に係る総合整備計画（北区雲ヶ畑地域）の策定について

辺地に係る総合整備計画（北区雲ヶ畑地域）を次のように定める。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

辺地に係る総合整備計画（北区雲ヶ畑地域）

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町の名称

京都市北区雲ヶ畑中津川町，雲ヶ畑中畑町及び雲ヶ畑出谷町

(2) 地域の中心の位置

京都市北区雲ヶ畑中畑町204番地

(3) 辺地の人口

209人

(4) 辺地の面積

19.5平方キロメートル

(5) 辺地度数

103点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 辺地の地勢

当該辺地は，京都市北区の北部に属する山間地で，北区役所から約12キロメートルの距離にある。

当該地域内を走る京都府道61号京都京北線は，京都市内中心部へ向かうための主要道路であり，当該府道沿いを中心に集落が形成されている。

(2) 施設の整備を図ることが特に必要である事情

当該辺地においては，一部で携帯電話を使用することができないため，

携帯電話を使用することができる地域との間において情報格差が生じている。

そこで、移動通信用鉄塔施設の整備を行うことにより、当該辺地とその他の地域との間における情報格差を是正する必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成22年度から平成24年度までの3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (移動通信用鉄塔施設)	京都市	22,500	2,250	20,250	20,000

提案理由

辺地に係る総合整備計画（北区雲ヶ畑地域）を定める必要があるので提案する。